

さくら市農業委員会総会議事録（令和2年11月定例総会）

1. 開催日時 令和2年11月25日（水）午後1時30分から午後4時40分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	1番	小池 利一
	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見

	について
議案第 7 号	特定農地貸付の承認申請について（市民農園）
議案第 8 号	さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書 について
議案第 9 号	さくら市農地利用最適化推進委員の辞任同意について
議案第 10 号	さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦 について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
係長	大山 昌良
主査	檜原 史郎
主事	石原 宏哉

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は 19 名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、また、新型コロナウイルスで大変な中ありがとうございます。</p> <p>人農地プランの実質化の取り組みでは多くの農業委員の皆さんが中心になって話し合いを進めてくれているということで大変お疲れ様でございます。これからも引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>本日は一つだけ皆さんにおつなぎしたいことがあるので簡単に述べさせていただきます。それは農地水の保全会の活動についてなんですけれども農業委員にとっても優良農地の保全という立場から積極的に関与すべき取り組みなんですけども、先日さくら市の協議会が開かれましてその中でそれぞれの保全会から希望があればなんですけど保全会の事務会計とか事務局の仕事の一定部分をさくら市にある 3 つの改良区が肩代わりするということが調整する方向で話を進めていくということを確認されました。今までは保全会活動をやりたいんだけど事務的なことや会計の</p>

		<p>ことが大変で二の足を踏んでいるとか、すでに実施しているんだけど大変なんでやめてしまうという話もあちこちで聞くんですけども、皆さんそのような話を聞いた時にはこれからは改良区がその辺ある程度手伝ってくれて楽になるよということでぜひやりましょう・続けましょうと背中を押していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今日は案件も多いししっかり論議していただかなければならないこともあるので、また、今日初めて営農型の太陽光が案件として出ます。私たちも初めての案件で現地を見てもいろんな意見も出たりしていますので案件も多くて大変なんですけども分からないところは積極的に質問意見等述べてもらってお互い悔いが残らない形で総会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それではただ今からさくら市農業委員会 1 1 月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、1 0 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可 2 件 申請者 2 件とも 株式会社〇〇 につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ 1 0 月 2 8 日付けで許可相当の答申に基づき許可書の交付を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2 番	古澤	<p>本日午前 1 0 時より全員出席のもと書類および現地を確認いたしました。案件といたしまして 2 号が 1 件、3 号が 1 件、4 号が 1 件、5 号が 2 件、7 号が 1 件、合計 6 件であります。後ほど担当の委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第 2 調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>

7番	小菅	本日午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件といたしましては第1号議案1件、第2号議案1件、第4号議案1件、第5号議案2件、計5件でございます。詳細については担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	齋藤	次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。
1番	小池	本日午前10時より全員出席のもと書類及び現地調査を行いました。案件として議案第3号が1件、第4号が1件、第5号が3件、合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	齋藤	次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。
6番	片岡	本日午前9時10分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたして議案第2号が1件、第3号が9件、第4号が1件、第5号が9件、第9号が1件、計21件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。12番の千野根友治委員、13番の柴山昇委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
20番	手塚	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)

		申請地は27年間宅地として使用しており田のままであることを知り非農地証明願を申請したとのことです。11月17日に地元推進委員と現地確認しました。また、今日現地確認の結果問題ないと判断しますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
7番	小菅	あっせん委員としまして、私7番小菅と20番手塚智枝子委員を指名します。
議長	齋藤	それでは、議案第2号番号1番のあっせん委員は、7番の小菅和彦委員と20番の手塚智枝子委員を指名いたします。

		<p>続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より指名願います。</p>
6番	片岡	<p>あっせん委員としまして、19番の石田多美子委員と10番の加藤幸治委員にお願いしたいと思います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、議案第2号番号2番のあっせん委員は、19番の石田多美子委員と10番の加藤幸治委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>これらの土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。</p>
2番	古澤	<p>あっせん委員としまして、5番の伊藤喜章委員と8番の小林薫委員を推薦いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、議案第2号番号3番のあっせん委員は、5番の伊藤喜章委員と8番の小林薫委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

		て」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
12番	千野根	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 本申請は〇〇氏が父△△氏より贈与を受け経営を継承する案件でございます。内容については事務局の説明のとおりです。先日22日に最適化推進委員と本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題はないと判断しております。以上のような状況ですのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。

		以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
5 番	伊藤	案内図 3-2 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲渡人と譲受人は親子でして親から子に贈与したいということですので、今までも農業をやっていますし何の問題もないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 2 番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 2 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第 3 号番号 3 番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
1 3 番	柴山	案内図 3-3 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 11月16日に推進委員と現地確認しまして、今日も第4調査会で確認いたしました。内容については事務局の説明のとおりです。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いい

		たします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号4番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件、農地所有適格法人要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
10番	加藤	案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請者は経営面積850000㎡所有、デントコーンを作付けし約20000頭の牛を飼っています。今回、所有する農地の隣接地の農地を買い取り経営規模を拡大しようとするものでございます。なお、取得後はデントコーンを作付けすることとございます。本日調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無題ないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。

		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、営農型太陽光発電設置による区分地上権の設定となります。区分地上権を設定し太陽光パネルを設置しますがその下で土地所有者がかぼちゃを作る計画です。なお、太陽光パネル設置に係る申請につきましては、この後議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてでご説明いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>15日に推進委員と確認済みです。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
16番	小林	<p>営農型ということで上にソーラー発電を作るとなると下で作物を10年間作られるそうですが、何年か前に出た案件ですけど牧草を作るところにソーラーを作りたいということで何回か申請が出たけども不許可になったという事例がありました。作物を作るということでソーラーを作るということは許可基準に適合しているということになると作りづらいところではみんな何メートルかのソーラーを作って下に作りやすい作物を作るということになると全部許可になるということと認識してもよろしいのかそれとも許可基準にならないのかお伺いしたい。</p>
議長	齋藤	<p>今の件と合わせて3号と5号が出てきているので、3号と5号がどういうことに出てきているのかということをお最初に説明し</p>

事務局	檜原	<p>ていただけますか。</p> <p>営農型の太陽光発電について3条と5条と出ておりますのでご説明させていただきます。営農型太陽光発電というのは先ほどありました通り農地に支柱を立てた上に太陽光パネルを設置するというものです。パネルの下の部分については農地のまま利用するというものでパネル部分と支柱の部分で農地法の許可条項が異なってきます。農地の空中に設置する太陽光パネル部分については下部の農地の利用に変更がないことから5条申請ではなく3条申請の区分地上権設定ということでの申請になっております。また、パネルを支える支柱の部分については支柱等の合計面積に係る5条の転用許可が必要になってきますのでこの後議案第5号での審議となります。また、営農型太陽光発電の転用期間につきましては担い手が耕作する場合、また、荒廃農地、第2種・第3種農地を利用する場合には期間が10年、それ以外は3年ということになっております。今回の期間につきましては3年の一時転用ということになります。3条の区分地上権の設定と農地転用も同じく一時転用の期間は3年ということになります。また、営農の適切な継続が確保されており下部の農地での単収が同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しておらず生産された農産物の品質に著しい劣化が認められない場合には再度一時転用を受けることが可能ということになっておりまして3年後にまた申請して更新をしていくということになっています。営農型太陽光の3条と5条というのは上の部分区分地上権ということですので3条につきましては土地の地下の一部または空中の一定の範囲に工作物を設置する権利が区分地上権ということで3条での区分地上権と支柱部分の5条の転用ということでの申請でこの3条と5条につきましては転用期間が同じく、また、許可日も同じく合わせての許可ということになります。</p>
議長	齋藤	<p>8割以上の収量、一定の品質を保たなければならないということ、それから極端に隣の田んぼに悪影響を及ぼさないというあたりが条件ということなのではないか。どこでもというわけではなくてそういった条件がないと営農型はできない。</p>
16番	小林	<p>今3年と言っていましたでしたが3年たって先ほど言った8割の収入がない場合は許可は取り消すというか再度できないというこ</p>

		とですね。3年2割減収、その2割というのはどういう基準で2割という数値を出すのか、例えば標準的なカボチャの作付面積に対して80パーセント、米でいえば9俵とか8俵とかあって何パーセントというのがはっきり出ていますけどそういう基準というのはどんな形でこれから3年後再申請が出たときにもう一回許可する許可しないということが出来る基準というのがはっきりしているかしていないかというのをお聞きしたい。
事務局	檜原	単収の2割減かどうかというのは毎年2月までに報告をするということで2割以上の減収となった場合には指導をしていくという形になります。最終的には報告については知見のある方の意見を添えて報告をするという形になりますので毎年どのぐらいになっているかということで、それを指導をもとに指導の通りにやらないとか作物を作っていないとかというようなことと3年後の申請については許可にならないというような形になるかと思えます。
16番	小林	理解はできますけど、数字も出ているんですけどこれに沿ってやっていくということで私は了解しますが、数値に沿ったような数字でやっていただければ私は大変いいことではないかと思えます。
8番	小林	こういった事例は全国的に聞くんですが、ソーラーの作り方、設計が無いようなんですけども簡易なのかしっかり基礎をつくるのかという基準の話聞いたことがあるんですがどんな感じで作るのか。
7番	小菅	申請書に記載があります。
8番	小林	図面を見ると杭打ちなので、基礎のない簡易的なものなので、もし問題が出た場合にはばらせるということは理解できました。
5番	伊藤	申請書を見ますと1000万円の事業費をかけて年間の売電収入が186万9千にながし、20年で3700万円という計画でやっているわけですが先ほど事務局の説明だと3年ごとに確認とか一時転用の許可を出し直すということですが事業者も了解の上で申請を出してきているということによろしいのか。

事務局	檜原	この業者はさくら市が初めてということではなくて〇〇県でも同じく営農型の太陽光をやっておりますので毎年の報告とかそういうことにつきましては理解をしているということでございます。
1 番	小池	今3条でやっているんですけど5条に先ほどの質問の8割というのが統計的なもので出していくということを出ている。杭でというのはここに絵が出ている。ダメであれば3年で許可にならなければ全部壊すことになると思うんですけど、さくら市では初めての案件だと思いますけど矢板市にありますけど、あと大田原市にも何件かあります。申請はこんな形なんで、8割というのは統計的なもので出していますからそれしかないんだと思うんです。許可はこのままでいくほかないんだと思うんですけど。
1 6 番	小林	申請の通りやってももらえなかったときに3年後に許可を取り消すのか取り消さないのか。
議長	齋藤	基本的な考え方として必要な項目がすべて網羅されていればそれをきっちりやっていただけるのでしたら私たちは許可しますよという立場です。その代わりそれができないのであればやめていただきますというのが私たちの立場です。そこはきっちりするところです。何も不備がなければ許可せざるを得ない。その代り継続の中で問題があればそれは打ち切りますという。私たちはそういう立場です。
7 番	小菅	3年後に期限が切れて再度申請が上がってくるという形になるわけですね。その時に、もちろんそれまで作付けしたかどうかという数字だけではなく、3年後になると今の委員ではなく新しい農業委員になるんだと思うんですが、その方たちがこの状態ではだめだという判断を下せば承認されないということなんだと思うんですけどそういう理解でよろしいですか。
事務局	檜原	許可になった場合には3年間ということですのでその許可が切れる前に再度申請をしてもらうという形になります。その時に先ほどの要件、単収の2割減とか品質の著しい劣化とか営農が行われていないというようなことが確認されれば再度許可を出すのは難しいということになるかと思えます。その場合には許可が切れてしまいますので農地に戻すことになるかと思えます。

7番	小菅	数字的なものの成績だけではなくて周りに迷惑をかけているとか周りから苦情が出るとかそういうことも含めて審議の対象になるという判断でよろしいのか。
6番	片岡	16日に推進委員と申請箇所を見てきたんですけどその時に近くの耕作者にこの話をしたところ反対されました。反対されたので事務局に相談したところ業者に同意書を周りの人に書いてもらおうということで業者に連絡してもらったんですけど、同意書はもらえなかったということでした。20日に運営委員会があったんですけどその時に話をしたんですけど同意書がなくても法的には許可になってしまうということなので、それ以上になると私たちはどうすることもできないということで現在に至っています。
議長	齋藤	付け加えますと、近隣住民からそのような不安が出ている中でこのまま同意がなくても法的には問題がないということで押し通すということでは我々としてもよろしくないだろうということで事業者にお話をして事業計画書に隣接農地へは迷惑が掛からないようにいたします。影響が出た場合には責任をもって対応しますという一筆を加えてもらいました。先ほど片岡委員が言われた運営委員会の中で話をした時にもこれ以上のことは農業委員会として立ち入れる部分ではないので、ここまで事業者がやるといってくれてさらにそれを反対する理由というのは農業委員会としては理由を探せない。一筆を入れてもらったということだけのご理解いただきたい。それでこれを守らなかった場合には3年後にきっちり切るということだと思います。
11番	関	現在の農地の状況はどんな状況なのか。
6番	片岡	セイタカアワダチソウが生い茂っております。作付けはされていません。
5番	伊藤	再確認ですが、3年後に申請が不許可になった場合に、転用して5条申請して一般のソーラーに切り替えるということは可能なのか。
事務局	檜原	この場所につきましては、農振農用地及び第1種農地であり

		ますので通常のソーラーは許可にならないということになります。
1 番	小池	現在、荒れているところに今回の申請となったということで、隣に迷惑が掛からないようにしてもらえれば逆に草も刈るでしょうから周りからすれば1年中草を伸ばしておくよりは営農型太陽光を設置して管理しているほうがいいのかもかもしれません。
議長	齋藤	他にありませんか。
事務局	野中	3年後という話ですが、一時転用なので3年で更新していくというのは当然なんですけど、3件後申請が出たときにできていない場合には当然許可にならないということになりますが、これは毎年報告をしていただくことになりまして、報告で作物が作られていないとかの場合には指導を行いまして、指導をしても行わない場合には3年後でなくても撤去するように指導するということはあり得ます。また、営農型太陽光発電設備なんですけども荒廃農地が増加する中で営農型発電設備を活用した荒廃農地の再生を図るというのも営農型太陽光発電の設置目的の一つになっています。
議長	齋藤	採決に移ってよろしいでしょうか。
		【意見なし】
議長	齋藤	質問、意見等はないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号5番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号6番について、朗読して説明する。) この件につきましては、営農型太陽光発電設置による区分地上権の設定となります。区分地上権を設定し太陽光パネルを設置し

		<p>ますがその下で土地所有者がかぼちゃを作る計画です。なお、太陽光パネル設置に係る申請に関しましては、この後議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてでご説明いたします。</p> <p>以上です。</p>
7番	小菅	<p>先ほど内容についてはだいたいの審議をしたのでこのあとは必要などころだけを説明して一括にすることはできないのでしょうか。</p>
議長	齋藤	<p>やはり田んぼによって周りに及ぼす影響等も多少異なるということで採決等は個別に取らなければならないということですので事務局及び担当委員の説明を簡略化するということはできると思うのでそういう形でどうでしょうか。</p>
7番	小菅	<p>わかりました。</p>
議長	齋藤	<p>では、そういうことで片岡委員それから事務局はできるだけ最低限の説明ということでよろしくお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>内容につきましては先ほどの5番と同じです。申請地の東側に農地がありますので多少の配慮が必要であると思います。ご審議をお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号7番について事務局の説明を求め</p>

		ます。
事務局	石原	(議案第3号番号7番について、朗読して説明する。) <p>この件につきましては、営農型太陽光発電設置による区分地上権の設定となります。内容につきましては先ほどと同様になりますので割愛いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
6番	片岡	案内図3-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>この場所の東側に付随する農地がありますので配慮が必要であると思います。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
7番	小菅	先ほどの案件と10アール当たりの対価がずいぶん違うんですがこの単価の違いは。
6番	片岡	1田区いくらで計算しているため単価が違います。
議長	齋藤	その他、質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第3号番号7番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号7番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号8番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号8番について、朗読して説明する。) <p>この件につきましては、営農型太陽光発電設置による区分地上</p>

		<p>権の設定となります。内容につきましては先ほどと同様になりますので割愛いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図3-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>今は荒地になっていますが、ここは周りに与える影響はないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号8番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号9番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、営農型太陽光発電設置による区分地上権の設定となります。内容につきましては先ほどと同様になりますので割愛いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図3-9をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>現在ここも荒れています。両隣に田んぼがあるかと思いますが配慮が必要であると思います。審議のほどよろしくお願いします。</p>

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第3号番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号9番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号10番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、営農型太陽光発電設置による区分地上権の設定となります。内容につきましては先ほどと同様になりますので割愛いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図3-10をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>北側は自分の土地となっております。南側に田んぼがありますので配慮が必要であると思います。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第3号番号10番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号10番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号11番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、営農型太陽光発電設置による区分地上権の設定となります。内容につきましては先ほどと同様になりますので割愛いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図3-11をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>以前は近所の人に頼んで耕作していたようなんですが今はセイタカアワダチソウが生い茂っております。あとは先ほどと同じです。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号11番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号11番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>ここで2時55分まで暫時休憩といたします。</p> <p>(午後2時45分から午後2時55分までの間、暫時休憩)</p>
議長	齋藤	<p>それでは会議を再開したいと思います。</p>

		<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存施設の拡張(既存施設面積の2分の1以下)」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	伊藤	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請人のせがれさんが家を建てたいということで現在の母屋を取り壊して新しく家を建てる予定になっています。その関係で調査しましたところ、現在使用しております納屋と進入路の部分が地目は畑になっているんですが既に転用されているような状態でかなりの期間経過しているということです。北側も南側も宅地で西側は道路、東側は用水路とその側道に囲まれた土地でございます。周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>推進委員と現地確認、また今日農業委員の皆さんと現地確認した結果問題ないであろうという結論に至っております。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号2番について事務局の説明を求め</p>

事務局	檜原	<p>ます。</p> <p>(議案第4号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存施設の拡張(既存施設面積の2分の1以下)」であり申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
16番	小林	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は〇〇氏が自己所有農地を申請地北側の宅地への進入路として転用する案件でございます。</p> <p>当申請は長年にわたり進入路として一部使われておりましたが相続によりこの通路の地目が農地であることが判明しましたので農地から雑種地への地目変更を行いその整合性を図りたく今回申請となりました。</p> <p>計画によりますと全面的に厚さ20センチの砂利敷きとし雨水は自然地下浸透を図り、転用目的が通路ですので取水はございません。造成工事としまして事務費、雑費併せて30万円を計画しています。金融機関の残高証明書もついております。</p> <p>18日の農地利用最適化推進委員との現地調査、本日の調査会におきましても申請内容を確認したうえで行ないましたが特に問題はございませんでした。以上のようなことですので皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号2番については、原案どお</p>

事務局	檜原	<p>り承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案第4号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
17番	七久保	<p>案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件は申請人が実家に隣接する自己所有農地を転用し住宅を建築するものです。なお、本件は今年の5月25日の農業委員会総会で農用地区域除外の承認をいただいております。</p> <p>土地の選定理由ですが、実家に生活している90代の祖母、60台の母の介護支援を考え実家の隣接地である申請地を選定いたしました。</p> <p>土地の利用計画ですが、道路より低いので40cmほど盛土し平屋建て住宅1棟を建築いたします。取水につきましては市上水道より取水いたします。排水につきましては合併浄化槽処理後敷地内処理装置により処理いたします。雨水処理につきましては敷地内浸透処理いたします。</p> <p>資金計画ですが、建築費1700万円、諸経費190万円、合計1890万円を見込んでおります。金融機関の融資証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側北側は宅地、南側は道路と水路です。西側は農地ですが建築する住宅は平屋建てで境界よりできるだけ離れた位置に建築することで日照、通風等影響が最小になるように配慮いたします。盛土いたしますが土留コンクリート構造物を設置し土砂流出を防止いたします。残地農地につきましては休耕地として野菜等を作付けする予定になっております。</p> <p>11月17日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地を確認いたしました。</p>

		<p>が何ら問題なしと判断いたしております。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第4号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存施設の拡張(既存施設面積の2分の1以下)」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図4-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性なんですけど、納屋に米の乾燥機が今、入っています。籾摺りの際に籾殻を置く場所がなくてその籾殻も使用するというで一時的な仮置き場というよりは小屋内で保管をできるように考えています。なた、農機具置場もないため籾殻置場と農機具置場を造りたく申請したということです。</p> <p>土地の選定理由ですが、乾燥機の納屋のすぐ隣で籾摺りの際には直接籾殻を置くことができるため作業効率がよく農機具置場もすぐに壁で分けることにより造ることができるため土地の有効活用を図れます。自宅敷地との一体利用であれば建築基準法でも問題ないため申請をしたということです。</p>

		<p>土地の利用計画は、81.11㎡、木造と鉄パイプで造ります。給排水設備は必要ないため造りません。雨水は敷地内は砂利を敷き敷地内で浸透させます。</p> <p>資金計画は既存の建物のためありません。</p> <p>周辺地への被害防除対策は、東側が農地転用申請中のため問題ありません。南側は道路のため問題ありません。西側は宅地のため問題ありません。北側は農地転用申請中のため問題ありません。</p> <p>15日に推進委員と、また今日調査会で見てきた結果、問題ないと判断されました。どうかご審議お願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
3番	小林	<p>本案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内のため場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>申請地は譲渡人である株式会社〇〇が建売分譲を目的として農地法第5条の規定による許可を受けた土地でございます。今回</p>

		<p>の案件は株式会社〇〇から建売住宅の購入を予定している譲受人へ所有権移転のための案件でございます。許可することは問題ないと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農振農用地ではありますが、不許可の例外「農用地利用計画に指定された用途」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
17番	七久保	<p>案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件は需要が増えているため飼育数を1500頭ほど追加し、総飼育数9500頭の生産を計画することに伴う新たな豚舎、堆肥舎の建設及び重機置場等を整備することに伴う農地転用です。なお、本件は9月25日の農業委員会総会で農用地区域内の用途区分の変更をいただいております。</p> <p>土地の選定理由ですが、肥育豚舎の増設にあたり既存施設との飼育飼料機材器具設備等で共有が可能であるため隣接地である申請地を選定いたしました。</p> <p>土地の利用計画ですが、肥育用豚舎1棟、堆肥舎1棟の建設、</p>

併せて管理用道路、重機置場施設の整備を行います。敷地の盛土はせず周囲にフェンスを設置いたします。取水につきましては自家用井戸より取水し排水につきましては隣接既存施設の浄化槽にて処理いたします。雨水につきましては敷地外からの雨水はU字溝で既存の水路に放流し、敷地内の雨水は砂利を敷き敷地内浸透処理いたします。

資金計画ですが、建築工事費1億5000万円、土地の取得費400万円等、計1億6200万円を予定しております。全額借り入れます。金融機関の融資証明書も添付されております。

周辺農地への影響ですが、東側、北側は道路、西側は自己豚舎です。南側は農地ですが申請地と2～5メートルほどの高低差があること及び新設の豚舎から18メートルほど距離があるため日照通風の影響は支障ないと思われます。盛土もしないので土砂流出はないと思われます。

他法令等の状況ですが、国土法の届出、特定施設の届出は事前協議完了済みです。都市計画法も承認済みですし、文化財保護法につきましても手続き完了しております。隣接豚舎で8000頭を既に飼育しており十分実績もあります。

11月18日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして書類審査並びに現地を確認しましたが何ら問題なしと判断しております。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 齋藤 それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

【異議なしの声あり】

議長 齋藤 異議なしの声以外にないので、採決に入ります。議案第5号番号2番について承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 齋藤 全員挙手ですので、議案第5号番号2番については、原案どおり承認されました。

続きまして議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局	檜原	<p>(議案第5号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農振農用地であります。不許可の例外「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>農地の上部にソーラーパネルを設置し下部でカボチャ栽培ということで太陽光パネル288枚を設置し支柱の本数が92本、その支柱の面積と集積する電柱の部分の面積です。</p> <p>資金計画は、建築費で900万円、撤去費に要する費用が100万円、総額1000万円で全額自己資金。</p> <p>周辺農地への被害防除対策なんですけど民家はなく近隣への被害等の心配はないということです。また、隣接の農地に迷惑が掛からないようにするということなので、また、影響が出た場合には責任をもって対応しますということです。雑草対策につきましては3月、7月、8月に草刈りを行うほか適宜草むしりを行います。</p> <p>他法令の状況なんですけど、申請地は土地改良区から除外されているため意見書は添付していないということです。1年目からカボチャを作付けする計画です。3月に草刈りをして、4月に土づくり、5月に定植、7・8月が草刈り、10月から12月まで収穫ということで、利用する農業機械は耕運機と刈払機を1台ずつ導入するという事です。高さは2メートルから2メートル60ということで間隔が3メートルということです。その他は3条で話した通りです。どうかご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農振農用地であります。不許可の例外「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>これも太陽光パネル288枚で支柱の本数92本、転用面積が0.478㎡ということであとは先ほどの5-3と内容は同じです。</p> <p>皆様のご審議のほどお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号5番について朗読して説明する。)</p>

		<p>なお、農地区分は、農振農用地であります。不許可の例外「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6 番	片岡	<p>案内図 5-5 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>これは太陽光パネル 240 枚、支柱の本数が 90 本です。転用面積は 0.478 m² で以下は前の案件と同じです。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号番号 5 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第 5 号番号 5 番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第 5 号番号 6 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第 5 号番号 6 番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが 10 ha 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

6 番	片岡	案内図 5 - 6 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) パネル枚数が 288 枚、支柱本数が 96 本、転用面積が 0.505 m ² です。内容等は先ほどの 5 番と同じです。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第 5 号番号 6 番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 6 番については、原案どおり承認されました。続きまして議案第 5 号番号 7 番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第 5 号番号 7 番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農振農用地であります。不許可の例外「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
6 番	片岡	案内図 5 - 7 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) パネル 288 枚、支柱本数 108 本、転用面積が 0.560 m ² です。内容等は先ほどの 6 番と同じ内容です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第5号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号7番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号8番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農振農用地ではありますが、不許可の例外「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図5-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。) パネル288枚、支柱本数108本、転用面積が0.560㎡です。内容等は先ほどの7番と同じです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第5号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号8番については、原案どおり承認されました。</p>

		<p>続きまして議案第5号番号9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号9番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農振農用地であります。不許可の例外「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図5-9をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>パネル288枚、支柱本数108本、転用面積が0.560㎡ということです。内容等は先ほどの5-8と同様です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号9番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号10番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
3 番	小林	<p>この案件は売買による所有権移転のための案件でございます。転用目的は宅地分譲のためでございます。</p> <p>転用行為の必要性といたしまして、区画整理事業の実施されている地域で今後宅地化の進む住宅販売に適した地であり周辺の活性化にもつながるとの思いから計画の実行に至りました。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、申請地はリバーサイドきぬの里としてさくら市が宅地化を推奨している住宅需要の高い地域でございます。将来性のあるこの地域で住宅販売を計画しておりましたところ土地所有者からの協力が得られたためこの土地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画は、宅地5区画を計画しております。外周はコンクリートブロックにおいて区画界として近隣へ被害を及ぼさないようにいたします。し尿及び雑排水は公共下水道に、雨水は敷地内浸透、給水計画につきましては市の水道管から取水いたします。</p> <p>資金計画といたしましては、用地費、建築費、造成費、諸経費合わせまして9150万円でございます。全額自己資金でございます。残高証明も金融機関から取得してあります。</p> <p>周辺には農地はございませんので問題ないと思われま。以上のような状況でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号10番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号10番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号11番について事務局の説明を求</p>

事務局	檜原	<p>めます。</p> <p>(議案第5号番号11番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えないもの」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
2番	古澤	<p>案内図5-11をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は宅地に隣接する南側の土地を駐車場として利用する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性ですが、業務拡大に伴い従業員の人数が増え事務所を新設し駐車場を併せて広く活用したいということです。</p> <p>土地の選定理由ですが、事務所新設予定地に隣接しているので申請に至りました。</p> <p>土地利用計画ですが、この土地に駐車場、駐車台数8台を予定しております。</p> <p>資金計画ですが、事務所建築費2000万円、用地取得費350万円、整地費250万円、事務費100万円、計2700万円で全部自己資金で賄います。残高証明書も添付されております。</p> <p>取水排水でございますが、取水はボーリングにより地下水を汲み上げます。排水は合併浄化槽処理後敷地内浸透処理、雨水は敷地内浸透処理。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、東、南が田、西が宅地、北が道路を挟み田です。申請地の周囲にL型擁壁を設置して土砂の流出を防止します。</p> <p>11月16日に地元推進委員との調査会、また本日の調査会において書類及び現地調査をいたしましたが無ら問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号11番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号11番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号12番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1番	小池	<p>案内図5-12をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この案件は1817㎡を賃借権の設定により太陽光発電設備として転用する案件でございます。申請者の〇〇は△△県に本社を置き関東一円においても事業所を設置し太陽光発電事業を主な事業とする法人であります。 土地の選定理由は、申請地は日照も良好で平坦地、計画上の敷地面積も確保され道路に接道し維持管理も容易であるため選定しました。 土地利用計画は、申請地に太陽光パネル288枚を設置し49.5キロワットの発電量、年間発電量11万5526キロワットを確保しようとするものであります。施設周辺は高さ1.2メートルのフェンスで囲みます。施設内は整地して雨水は自然浸透とします。雑草対策として申請地全面に耐用年数20年の防草シートを設置します。 資金計画につきましては、総事業費1956万2043円は全額自己資金にて行います。残高証明書が添付されております。</p>

		<p>周辺農地への影響でございますが、本日の調査会及び11月23日の推進委員との現地調査とも問題はないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたら願います。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第5号番号12番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号12番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号13番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号13番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1番	小池	<p>案内図5-13をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者は平成31年にこの土地建物を購入して居住しておりましたが、このほど隣の太陽光発電申請のため分筆の測量をしたところこの宅地が既に隣接地に侵入しているということで売買ではなく贈与するというところでございます。</p> <p>何ら問題はないと思いますがご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたら願います。</p>

		たします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号13番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第5号番号13番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号14番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第5号番号14番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
6番	片岡	案内図5-14をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 稲作経営の拡大に伴い現在使用している農作業所に米の乾燥調整設備の増設を検討しているということです。このため別の場所に農業用倉庫を建築し今後の規模拡大に対応していきたいと考え申請に至りました。 土地の選定理由なんですけど、建物の床面積も十分確保でき現在使用している農作業所の隣ということでもありますし、農作物を収納保管しやすい場所であるため選定しました。建築基準法上で自宅の敷地と一体利用という取扱いであり、また、隣接の農地も自作地なので他の農地に影響も問題ないと選定した次第です。 建築面積180.74㎡の農業用倉庫の敷地として利用することです。給排水は農業用倉庫のため設備はいたしません。雨水は敷地を砂利敷きし自然浸透させます。また敷地内の雨水の流出を防ぐため田んぼ及び道路側の敷地の外周は敷地の平均的

		<p>な高さよりも高くします。</p> <p>資金計画なんですけど、自己資金が500万円、借入金が1000万円、合計1500万円で、支出が造成費100万円、建築費が1100万円ということで合計1200万円です。</p> <p>周辺への被害防除対策は、東側、南側、西側、北側とも何の問題もありません。</p> <p>15日に地元推進委員と見てきましたけど問題ないだろうということでしたのでご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号14番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号14番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号15番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、駅から半径1キロメートル以内の地域で、宅地化率が40%を超えている区域ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	伊藤	<p>案内図5-15をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者が経営しているアパートの西側の道路が道路拡幅に伴いまして駐車場が減少してしまうということで、どうしても駐車場用地を確保したいということで近隣の土地で交渉の結果、申請地が最適地と考え選定しました。駐車場として利用しますので日</p>

		<p>照等の影響はないということで、この駐車場予定地の北側が現在畑となっていますが日照等の影響はないということで雨水については浸透式の舗装により地下浸透ということで計画しています。今話しましたように申請地は東側が宅地、南側が宅地、北側が農地になっています。西側は現在道路拡張に伴いまして工事中ということです。本日の調査会で現地の方を見ていただきましたが問題ないだろうということで確認しています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第5号番号15番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号15番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号16番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号16番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約2.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
10番	加藤	<p>案内図5-16をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者は太陽光発電施設を導入し、20年間全量売電することをございます。規模は申請地に発電用パネル2103枚を設置いたします。</p>

		<p>土地の選定理由は、申請地は形状が穏やかな斜面で日照をさえぎる立木等がなく、所有者の意向として耕作が困難な土地利用など申請地が最適と選定いたしました。</p> <p>土地利用計画は、申請地に高圧発電所、最大発電力750キロワットの発電パネルを設置し、周囲には1.5メートルのフェンスを設置し防犯対策を図ります。</p> <p>資金調達は全額自己資金で約5600万でございます。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、東側が宅地・畑・山林、西側が畑、南側が道路、北側が道路・宅地になり、申請地は穏やかな斜面で周囲には土砂、雨水が流出することがないように周囲の土地と高低差を設けないよう設置いたします。草刈りは年3回、除草剤は年2回散布をいたします。隣接地の日照通風の影響についてはパネルの架台が高さ1.882メートルで影響はございません。</p> <p>本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号16番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号16番については、原案どおり承認されました。</p> <p>ここで、4時20分まで暫時休憩にしたいと思います。</p> <p>(午後4時10分から午後4時20分までの間休憩)</p>
議長	齋藤	<p>それでは会議を再開したいと思います。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和2年度 第8号 公告予定年月日は令和2年11月30日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規12件、再設定24件、農地中間管理権取得が5件、所有権移転が2件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第6号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号は、原案どおり承認されました。次に議案第7号「特定農地貸付の承認申請について（市民農園）」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>（議案第7号番号1番について朗読して説明する。）</p> <p>この議案は、農地所有者による市民農園の開設であり、令和2年10月9日にさくら市農政課との貸付協定が締結されました。1区画10アール未満の農地の貸付で相当数のものを対象とした定型的条件であること、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付、貸付期間が5年を超えないこと等の許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の意見を求めます。</p>

2番	古澤	本日調査会において書類および現地を確認いたしました但問題ないとの意見に達しております。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第7号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第7号番号1番は、原案どおり承認されました。 次に、議案第8号「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	野中	それではご説明いたします。別冊資料、議案第8号「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について」をご覧ください。 こちらにつきましては、農業委員会に関する法律第38条に基づき、農地等の利用の最適化に関する事項をより効率的かつ効果的に実施するため、市長に対し農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出するものでございます。 委員の皆様及び農地利用最適化推進委員の皆様に、意見書(案)をお示しし、意見を頂戴した結果に基づき修正を行い、運営委員会において内容を検討し調整させていただきました。 それでは要望の内容をご説明いたします。資料の2枚目をご覧ください。 1番の「農業生産基盤の整備と利活用について」としまして、圃場整備等の基盤整備が行われていない地区については、土地が不整形である、農地までの道が狭く大型機械が進入できない、水利の確保のための費用が大きいなどの耕作条件が悪く、借り受け希望者がいない状況であり、遊休農地となってしまう農地が増加

している状況ですので、市として中山間地域などの基盤整備が行われていない地域について、今後の農業の方向性を明確にさせていただき、農業基盤の整備が必要な地域においては市の主導のもとで基盤整備事業の実施に向け積極的に取り組んでいただくよう要望するものであります。また、農地中間管理機構が行う「農地中間管理機構関連農地整備事業」につきましては、農家負担がゼロで実施できるにもかかわらず、採択要件のハードルが高く事業化が困難であるため、さくら市においても事業化されている地区はありません。このため、農家の方が取り組みやすいように市から国、県に対し採択要件緩和の働きかけを要望するものであります。

2番の「担い手の農地利用の集積・集約化について」の①といたしまして「担い手の確保・育成支援」としまして、高齢化が進み離農する農家が増大する一方、新規就農者はほとんどいない状況であることから、今後、ますます農地を耕作する人がいなくなってしまう恐れがあるため、地域の安定的な生産体制を維持するため、労働力不足の解消に向けた施策の構築を要望するものであります。

②の「農地集積の推進」としまして、農地の集積をさらに推進するために、担い手へ農地の貸付けを行った農地の所有者に対してだけでなく、借り手側にも協力金を交付するなど担い手への優遇措置に重点を置いた機構集積協力金のあり方を十分検討したうえで、交付金の継続及び内容の見直しを国、県に働きかけていただくよう要望するものであります。

③の「多面的機能支払交付金事業の促進」としまして、多面的機能の維持・発揮に向け、地域ぐるみで農村環境を支える体制づくりへの支援を要望し、特に、活動組織の負担を軽減するための効率的な事務執行体制の確立を要望するものであります。

④の「女性農業者の育成支援」としまして、こちらにつきましては、昨年度と同じ内容で、農村における男女共同参画を推進するためにも、担い手となる女性農業者の育成と起業活動に対する支援の継続・拡充を図っていただきたい。との要望であります。

3番の「農業災害に対する支援について」でございますが、近年、異常気象等による農業への被害が増加しており、米価低迷等による所得減少に加えて、農家の負担が増えてきている状況にあります。今後このような状況が続くようであれば、離農する農家や耕作放棄地も増えてしまう恐れがありますので、さくら市の農業者が将来的にも安定して営農ができるように、農業における防

		<p>災・減災のための対策及び早期復旧のための支援を図るよう要望するものであります。</p> <p>4番の「遊休農地発生防止・解消対策」についてでございますが、遊休農地解消支援に係る事業の継続と発生防止についての具体的な支援対策の構築を要望するという内容になっております。</p> <p>以上の内容で意見書（案）を作成いたしましたので、内容についてご審議願います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第8号につきましては、原案どおり承認されました。</p> <p>次に議案第9号「さくら市農地利用最適化推進委員の辞任同意について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>（議案第8号番号1番について朗読して説明する。）</p> <p>令和2年10月27日付けで、〇〇氏から、会長あて推進委員の辞任の願い出がありました。</p> <p>「推進委員の辞任」につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とされております。</p> <p>つきましては、本法律の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは担当委員から内容の説明をお願いします。</p>
10番	加藤	<p>〇〇委員は5年半前の病気が今回再発されまして、今後長期治療の見込みとなるとのことでございます。辞任につきましては、</p>

		<p>やむを得ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは採決に入ります。</p> <p>議案第9号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第9号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第10号「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の推薦について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>さくら市農地利用最適化推進委員につきましては、令和2年7月から新たな委員を委嘱して活動いただいているところでございますが、□□地区を担当する〇〇委員が辞任したことにより、今後、□□地区の推進委員を選考することになりますので、「さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程」に基づき、選考委員会を設置して、候補者を選考していただくことになります。</p> <p>選考委員会は、さくら市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程第3条により6名以内の委員で構成され、同条第2項により「委員は、農業委員会委員の中から互選したものとし、農業委員会が委嘱する。」こととなっておりますので、選考委員会を組織するにあたりまして、委員6名以内を推薦していただきますよう、お諮りいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、どのような形で選考委員を選考したらよろしいかお諮りいたします。</p>
1番	小池	<p>前回同様、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長の6人という形でお願いできればと思います。</p>
議長	齋藤	<p>ただいま、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長の6人でいいのではないかという意見が出されましたがいかがでしょうか。</p>

議長	齋藤	<p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第10号について、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長の6名ということで選考委員を決定してよろしいか、承認される方の挙手を求めます。</p>
議長	齋藤	<p>【全員挙手】</p> <p>全員挙手ですので、議案第10号につきましては、会長、会長職務代理者及び各調査会委員長の6名ということで決定いたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号9番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号6番についてはお目通しを願います。</p> <p>以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>さくら市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p> <p>(午後4時40分閉会)</p>